

独立行政法人勤労者退職金共済機構役員給与規程新旧対照表

現 行	改 正																
<p data-bbox="365 225 891 248">独立行政法人勤労者退職金共済機構役員給与規程</p> <p data-bbox="689 320 949 344">(平成15年10月1日)</p> <p data-bbox="629 368 943 392">改正 平成15年12月1日</p> <p data-bbox="629 416 943 440">改正 平成16年 4月1日</p> <p data-bbox="629 464 943 488">改正 平成17年12月1日</p> <p data-bbox="629 512 943 536">改正 平成18年 4月1日</p> <p data-bbox="629 560 943 584">改正 平成19年 4月1日</p> <p data-bbox="629 608 943 632">改正 平成20年 4月1日</p> <p data-bbox="629 655 943 679">改正 平成21年6月29日</p> <p data-bbox="629 703 943 727">改正 平成21年12月1日</p> <p data-bbox="629 751 943 775">改正 平成22年12月1日</p>	<p data-bbox="1373 225 1899 248">独立行政法人勤労者退職金共済機構役員給与規程</p> <p data-bbox="1697 320 1957 344">(平成15年10月1日)</p> <p data-bbox="1637 368 1951 392">改正 平成15年12月1日</p> <p data-bbox="1637 416 1951 440">改正 平成16年 4月1日</p> <p data-bbox="1637 464 1951 488">改正 平成17年12月1日</p> <p data-bbox="1637 512 1951 536">改正 平成18年 4月1日</p> <p data-bbox="1637 560 1951 584">改正 平成19年 4月1日</p> <p data-bbox="1637 608 1951 632">改正 平成20年 4月1日</p> <p data-bbox="1637 655 1951 679">改正 平成21年6月29日</p> <p data-bbox="1637 703 1951 727">改正 平成21年12月1日</p> <p data-bbox="1637 751 1951 775">改正 平成22年12月1日</p> <p data-bbox="1637 799 1951 823"><u>改正 平成24年5月11日</u></p>																
<p data-bbox="125 903 360 927">第1条～第2条 (略)</p>	<p data-bbox="1133 903 1368 927">第1条～第2条 (略)</p>																
<p data-bbox="141 999 277 1023">(給与の支払)</p> <p data-bbox="125 1046 1104 1118">第3条 役員の給与は、全額を通貨で直接役員に支給する。ただし、法令に基づきその役員の給与から控除すべきものがある場合にはその金額を控除する。</p>	<p data-bbox="1149 999 1285 1023">(給与の支払)</p> <p data-bbox="1133 1046 2112 1118">第3条 役員の給与は、全額を通貨で直接役員に支給する。ただし、法令に基づきその役員の給与から控除すべきものがある場合にはその金額を控除する。</p> <p data-bbox="1133 1142 2112 1214"><u>2 前項の規定にかかわらず、役員からの申出があった場合には、その役員の指定する金融機関への口座振込みの方法によって支払うことができる。</u></p>																
<p data-bbox="141 1238 277 1262">(俸給の月額)</p> <p data-bbox="125 1286 707 1310">第4条 常勤役員の俸給の月額は、次のとおりとする。</p> <table data-bbox="147 1334 663 1503"> <tr> <td data-bbox="147 1334 277 1358">(1) 理事長</td> <td data-bbox="472 1334 663 1358"><u>937,000円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 1382 331 1406">(2) 理事長代理</td> <td data-bbox="472 1382 663 1406"><u>863,000円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 1430 255 1453">(3) 理事</td> <td data-bbox="472 1430 663 1453"><u>776,000円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 1477 255 1501">(4) 監事</td> <td data-bbox="472 1477 663 1501"><u>702,000円</u></td> </tr> </table>	(1) 理事長	<u>937,000円</u>	(2) 理事長代理	<u>863,000円</u>	(3) 理事	<u>776,000円</u>	(4) 監事	<u>702,000円</u>	<p data-bbox="1149 1238 1285 1262">(俸給の月額)</p> <p data-bbox="1133 1286 1715 1310">第4条 常勤役員の俸給の月額は、次のとおりとする。</p> <table data-bbox="1155 1334 1671 1503"> <tr> <td data-bbox="1155 1334 1285 1358">(1) 理事長</td> <td data-bbox="1480 1334 1671 1358"><u>932,000円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 1382 1339 1406">(2) 理事長代理</td> <td data-bbox="1480 1382 1671 1406"><u>859,000円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 1430 1258 1453">(3) 理事</td> <td data-bbox="1480 1430 1671 1453"><u>772,000円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 1477 1258 1501">(4) 監事</td> <td data-bbox="1480 1477 1671 1501"><u>698,000円</u></td> </tr> </table>	(1) 理事長	<u>932,000円</u>	(2) 理事長代理	<u>859,000円</u>	(3) 理事	<u>772,000円</u>	(4) 監事	<u>698,000円</u>
(1) 理事長	<u>937,000円</u>																
(2) 理事長代理	<u>863,000円</u>																
(3) 理事	<u>776,000円</u>																
(4) 監事	<u>702,000円</u>																
(1) 理事長	<u>932,000円</u>																
(2) 理事長代理	<u>859,000円</u>																
(3) 理事	<u>772,000円</u>																
(4) 監事	<u>698,000円</u>																

第5条～第12条 (略)

附 則 (略)

第5条～第12条 (略)

附 則 (略)

附 則

1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

(給与の特例措置)

2 平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間においては、役員給与規程第4条の適用を受ける役員（以下「常勤役員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 俸給 当該常勤役員の俸給の月額に100分の9.77を乗じて得た額

(2) 特別調整手当 当該常勤役員の特別調整手当の月額に100分の9.77

を乗じて得た額

(3) 期末手当 当該常勤役員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

(4) 勤勉手当 当該常勤役員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77

を乗じて得た額

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 平成24年6月に支給する期末手当の額は、改正後の機構役員給与規程の第8条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から施行日の前日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、その新たに常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、平成23年4月から施行日の属する月の前月までの月数（平成23年4月1日から施行日の前日までの期間において、役員として在職しなかった期間がある場合は、その期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成23年6月に役員として支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月に役員として支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(3) 平成24年6月1日において常勤役員が受けるべき俸給の月額に100分の9.77を乗じて得た額及び特別調整手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額(以下「基礎額」という。)に、平成24年4月から施行日の属する月の前月までの月数(平成24年4月1日から施行日の前日までの期間において、役員として在職しなかった期間がある場合は、その期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額

(端数計算)

4 第2項及び第3項の規定により減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。